

第32回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成30年7月4日（水）午後1時15分

第2 場所

福島家庭裁判所 第1会議室

第3 出席者

1 委員

秋山敬（委員長）、岩渕敬、遠藤東路、大原尚子、小針藤助、宍戸宏行、長谷川珠子、長谷川久也、望月栄里子、吉成宣子（五十音順、敬称略）

2 説明者

柴田刑事部総括判事、長沼事務局長、平泉事務局次長、佐藤民事首席書記官、富田刑事首席書記官、

3 係員

阿部総務課長、菊池総務課広報係長

第4 開会等

委員長挨拶、委員の交代、新任委員の紹介

第5 議事及び質疑応答の要旨

1 委員長代理指名（遠藤東路委員）

2 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について～労働審判制度～（委員）

労働審判制度は、通常の裁判でない簡易な手続、すなわち労使関係紛争の迅速な解決を目的として整備された制度である。平成16年に労働審判法が制定され、平成18年から労働審判制度の運用が開始されている。労使に関する民事紛争を対象として、裁判官に加えて労働

関係の実務経験豊かな使用者側と労働者側の労働審判員が入り，三者で審理を行うものである。

労働審判制度施行当時の年間の新受件数は，全国で1000件に満たなかったが，平成28年には全国で3400件程度と増加した。制度施行から10年経過して利用の幅が広がっている。労働関係の民事通常訴訟事件よりも新受件数が上回っていることから，制度の周知がされており，利用しやすい制度になっていることが想像できる。市民にとって訴訟はハードルが高いが，労働審判は利用しやすいという理解ができるのではないか。

一方，福島地裁の労働審判の新受件数を見ると，非常に少ない印象を受ける。労使関係の紛争自体が少ないのか，県民性などの要因もあるのか。

労働審判制度への評価については，平成22年に労働審判制度利用者調査が実施されている。審理が迅速であることや，労働実務に携わっていた労働審判員がそれぞれの役割に応じて対応していることなど，労使双方から概ね高い評価が得られていると報告されている。その中でも，弁護士による書面のやり取りに終始せず，当事者本人から口頭で聴取し，分かりやすい説明がされるという，口頭主義・直接主義が評価を高めているとのことである。

労働審判制度利用者調査は，制度を利用した労使双方の調査結果をまとめたものである。しかし，調停・審判の結果については，100人以上の規模の企業では労使双方から評価が高いが，従業員100人未満の規模の企業の場合は評価が低いとのことである。労働審判の法規範と中小企業の実態との間にギャップがあるとも言われている。

労働審判で扱われる事件類型は，解雇や雇止めなどの雇用終了に関する事件が約7割で，ほとんどが解決金による関係終局的な解決とな

っている。法律上、金銭解決による労使関係の解消というものはないが、労働審判では実態としてそのような解決がされていることが多いとも報告されている。

今年も同様の調査が行われるとのことであるが、労働審判制度が高い評価を得られていることに変わりはないものと考えている。

福島地裁に対しては、労働審判制度の運用状況を伺いたい。件数の推移については既に拝見したが、なぜ少ないのか実情を伺いたい。加えて、事件内容の傾向や解決方法など、通常の民事訴訟との相違についても伺いたい。最後に、福島県としての特徴があるかどうか、特に震災の影響を受けていることがあるかを教えていただきたい。

(委員)

福島地裁では、平成18年の制度施行以降、新受件数は順調に増加傾向を示していたが、平成22年を境にいったん制度施行当初のレベルにまで減少した。もっとも、その後は順調に増加し、平成27年にはピークに達し、その後は再度減少傾向にある。新受件数の増減の原因は厳密には特定できないが、震災の直後はその影響で減少したがその後の復興景気で増加し、それが収束すると再び減少しているのではないかと推測される。

事件内容の傾向に関しては、最も多いのが解雇・雇止め起因して労働者が地位確認を求める類型である。次に多いのが残業代・未払賃金の支払を求める類型である。その他の類型としてパワハラ・セクハラを理由とする損害賠償請求がある。

解決のあり方は、事件類型で差はあるが、いずれの類型でも、まず事案の真相・全体像を正確に把握するために記録に基づいて双方から事情聴取を行い、裁判官と労働審判員で評議をなし、そこで得られた心証に基づいて解決案を考えるのが基本である。そのため、事情聴取

をせずに最初から和解的調整をすることは皆無である。また、心証に基づいて解決案を考えるのであるが、最初から労働審判委員会が提示するというよりも、まずは解決の仕方について双方から希望を聴取する。具体的には、解雇された労働者が解雇無効を主張して地位確認を求めるケースでは、多くの労働者は、仮に解雇無効で地位確認が認容されるケースでも、会社に戻らず金銭を受領して早期に解決したいというケースが大半である。この場合に、民事訴訟の判決では地位確認の代わりに解決金の支払を命ずることはできないが、労働審判ではこの場合も当事者の希望を尊重し、合意退職のうえ解決金の支払を命ずることができる。また、いわゆる守秘義務条項や誹謗中傷禁止条項など、円満解決に向けた付随的条項も入れることが可能であり、これは、調停だけではなく、審判で終了する場合にも可能である。そのため、労働審判では、真相解明に向けた審理が先行するが、最終的には当事者の希望を尊重しながら実体法の規律にとらわれない解決を目指すことができ、これが民事訴訟を提起した場合との大きな違いではないかと思われる。

また、民事訴訟との違いという点では、当事者に与える負担が少ないというメリットがある。原則3回の審理といわれているが、運用上は第1回期日に事情聴取して心証を形成し、調停案まで提示することが多いため、労働審判の大部分は1, 2回で終了している。そのため、当事者に対する負担という面では訴訟とは大きな違いがある。この点は、労働者の早期救済という面もあるが、使用者側にとっても訴訟コストを抑制することができるため、使用者側もできるだけ労働審判で解決したいようである。

また、労働審判では、裁判官が労働審判員と評議を行い、裁判官だけでは気がつかない視点も提供される。そのため、労使の現場の実情

が反映され、訴訟よりも簡易な手続でありながら説得力を維持できるのではないかと思われる。例えば、労働契約を締結する際、あるいは労働契約の内容を変更する際、どのような背景があり、当事者間にどのような関係性があり、どういう力学的作用が働いているのか、労使の現場で経験を積んでいる労働審判員の意見は重要である。こうした意見も踏まえて説得すると、当事者に対して説得力がある。これは訴訟では見られない労働審判の魅力と思われる。

なお、福島地裁では、震災が事件数の動向に影響を与えている可能性は否定できないが、当職が見る限り、事件の内容面では福島地裁管内特有の特徴までではないように思われる。

加えて、福島地裁の年間の新受件数が特別に少ないということはない。労働訴訟の中で1年くらいかかるような事案を労働審判の2、3回の期日で解決するのは難しい。そのような事件は労働訴訟に流れていく印象である。福島地裁の場合、労働訴訟自体が特に多くはなく、普通か少ないくらいである。

(委員)

解雇の場合の金銭解決を法的に認めるかどうか議論になっているが、実際に労働審判では労働者が金銭を受領して退職するという解決方法が運用されており、その解決方法で納得感が得られているように窺われる。その解決方法が望ましいのであれば、通常の民事訴訟でもそのような解決ができるよう法改正をしていくべきなのか。裁判官としてどのように感じているか。

(委員)

法制度については回答を控えるが、個別の事件を見ると、労働審判を申し立てるケースでは、初めから金銭解決することについて代理人と依頼者との間で共通認識が形成されていることが多い。そのため、

裁判所から金銭解決を提案するまでもなくそのような方向で進行する。一方で、解雇無効を主張した上で職場復帰を希望する人は、そもそも労働審判でなく通常訴訟を提起する傾向にある。ある程度、代理人が利用する手続を振り分けている印象を受けている。

(委員)

労働審判員がいることにより当事者の説得のしやすさや、納得感が高まるという点について、もう少し具体的なことを教えていただきたい。それに関連して、通常訴訟では、労働審判員が関わることなく審理が行われることになるが、そのような場合、裁判官として法律のみならず労働者が置かれている実態について把握しておかなければならないこともあると思うのだが、裁判所としてそのような理解を深めるための研修の機会などが用意されているか。法律に従った判断という観点からは、研修のようなものはむしろ不要ということになるのか。

(委員)

前半について、例えば、使用者側の解雇の仕方に問題性があるときに、使用者側の労働審判員が「通常ならばこのような手順で解雇する。私の長年の経験からしてもそうである。他の企業でも一般にそうしている。」などと言うと、裁判官が説得するよりも、遥かに説得力がある。一方で、使用者側の労働審判員が労働者側に対して説得する場合や、労働者側の労働審判員が使用者側に対して説得をする場合などは、それぞれの反発を生むことがある。この点は、裁判所がきちんと交通整理を行うことで円滑な進行が期待できる。

後半については、裁判官として日々努力することしかないのだが、個別の事件において、労働契約の実態について心証が形成できなければ、そのための証人を尋問することになるし、積極的に釈明を求めるなど、訴訟指揮の中で把握に努めることになる。

(委員)

私が過去の地裁委員会で労働審判の話をしたときには、労働局のあっせん制度の件数が全国的に多い一方で、労働審判の利用が思ったほど多くないという印象を持っていた。福島地裁では、平成27年の年間22件をピークに減少気味ということだが、今の説明の中で、労働審判を利用するケースでは、事前に代理人と当事者の間である程度の妥協点を決めて臨んでいるということ、あるいは職場復帰を求めるならば最初から訴訟を提起するというのを伺い、なるほどと感じた。

年間の件数の増減に何らかの要因があるのか。

(委員)

福島地裁の事件を見るに、一つの会社に対し、何人もの労働者が同時に申し立てたケースも含まれている。ある代理人が一度に申し立てると年間の新受件数が増えるといった要因が考えられる。

(委員)

今日いただいた資料を見て、私も意外と件数が少ないと感じている。以前に私が調停関係の話をした際に、労働審判制度が非常に効果を上げているというお話をいただいた。調停制度に労働審判の良いところを取り入れて、調停制度をより良くしようという話も聞いた。そのため、もっとたくさん申し立てられているという印象を持っていたので、意外だなと感じている。

司法書士会においては、調停センターという民間ADRがある。年に何件もない中で、労使関係紛争を代理権の範囲内で取り扱わせてもらっているが、実際に金銭解決できた事案もある。時節柄、労使問題が多いという印象を持っている。もう少し労働審判に至るケースがあるのかなと感じていたところで、労使関係の通常訴訟事件の件数の推移をお尋ねしてよろしいか。

(委員)

正確な数値は持ち合わせていないが、年間で100件もない。

(委員)

我々の団体には労使関係の相談はないのだが、時にこのような制度があると案内をするくらいである。労働審判制度の認知度については低いものと考えている。

(委員長)

裁判所内部では、良く機能していると考えているが、外部から見るとそうではないか。

(委員)

労使紛争を抱える当事者が、どこに相談するかにもよるのではないか。

(委員)

人事委員会では県職員の措置要求や審査請求を取り扱っている一方、県は労働委員会という専門機関を有しており、労使関係紛争は、労働委員会が相談に当たるほか、調停を行うなどしている。統計についてであるが、不当労働行為事件の審査は平成28、29年は申立てなしである。労働争議の調整は平成29年は新規で2件という状況である。法的な拘束力の強弱があることから、問題の大きさによって労働委員会でなく法的拘束力の強い労働審判を利用したいという人も多い。労働局でも相談を行っているとのことである。相談の場として、労働委員会、労働局、労働審判と選択肢がある中で、それぞれができることを分担しており、労働委員会で解決できないものについては、労働審判や訴訟へと案内することになるだろう。

(委員)

一般の感覚で申し上げれば、労働審判という言葉自体周知されてい

ない印象である。調停は一般的になってきている。例えば、調停で解決できなければ審判に移行することを理解している人はいるだろう。

労働審判は利用しやすく、不当解雇など、労使の問題解決手段としてとても良い制度だと感じる一方で、本当に問題解決をしたい人がどこに相談するのかと考えると、司法書士や職場内の相談機関などから助言を受けて裁判所に来るのだろう。一般の人には、少なくとも私の身近なところでは、制度の深いところまでは分かりかねる。

(委員)

検察庁においては、労働基準監督署からの事件送致となるので、労使紛争を取り扱う場面は見当たらない。

(委員)

私も過去3件労働審判に代理人として関与したが、うち2件の入口は法律相談であり、そこから労働審判を利用することにした。残り1件は企業側の代理人として活動した。

弁護士会が問題としているのは、依頼者が郡山の弁護士に法律相談をして、労働審判を取り扱っているのが本庁のみであるから福島市の弁護士に依頼したらどうかという話をしなければならないという地理的な問題である。

労働審判の解決方法については、労働者側の多くは金銭解決を頭に入れており、就労継続についてはそもそも考えてないのが実情ではないか。地位確認請求ならば、初めから訴訟を提起するものではないか。

労働審判制度の認知度は高くないと感じる。制度自体、弁護士から相談者に説明している。代理人を付けずに労働審判を申し立てている人がどのように制度を知ったのかは分からない。

(委員)

専門家の立場にあるため、労働法の知識が、一般にどの程度周知さ

れているのかが分からないのだが、おそらく知られていないと感じる。労働審判制度についても本当に知られていないのだなと実感した。労働局の相談コーナーに来る相談者は本当に多い。そこで解決・納得できれば良いが、解決できずに次は裁判と言われた時に感じる敷居の高さは大きい。そのような場合に、それなら労働審判制度を利用するという方向に移行することが大切ではないのか。差し支えない範囲で、代理人を付けない申立てをする方々について伺いたい。

(委員)

代理人を付けない方についてであるが、私が着任してから福島地裁本庁において純粋な本人申立ての事案はないが、そのような申立てをする方は、インターネット、パンフレット、テレビなどで制度を知って申し立てていると思われる

労働審判では、労働審判規則9条が、予想される争点や、当事者間においてされた交渉の経緯等を申立書の記載事項として求めている。相手方との事前交渉を行い、ある程度の解決策を考えた上で申立てを行うからこそ「3回」以内の審理で解決できるという制度上の担保がある。本人申立てでは事前交渉なく申立てがされ、労働審判の期日で最初から事情聴取をすることになる。そうすると、とても3回の審理では終わられない事案や訴訟でなければ解決できない事案もある。その場合は、24条審判という終局結果（労働審判をしない場合の労働審判事件の終了）になる。本人申立ての事案の調停成立率については、苦しい印象がある。

(委員)

労働基準監督署において、この案件は労働審判又は訴訟が良いなどと案内することがあるか。

(委員)

ほぼないと考える。まず労働者が相談に行くところとして労働監督署があるが、民事上の問題を扱わない。次に労働局があっせんを進めるが、そこで調停や労働審判の話をするのは少ないと思う。労働局のあっせんは原則1回で終わるが、1回で解決するのは金銭的に少ないものや、ある程度の落としどころが見通されているものである。そうでない事案はあっせん不調となる。そうすると、弁護士に相談し、個々の弁護士が審判や調停などの手続を選別するのだろう。少なくとも労働基準監督署が案件ごとに手続を振り分けるという進め方については、聞いたことがない。

(委員長)

最後に、労働審判制度の評価が概ね高いというところで、裁判官の委員から、裁判所の民事部としての達成感や利用者の満足度についての実感、今後の制度の課題があれば述べられたい。

(委員)

制度は制度として存在しているが、まだまだ工夫の余地があると考えている。私がやってきたこととしては、3回より2回、2回より1回と、当事者の負担感のない運用のために努力してきた。それに止まらず、司法サービスの質の向上や、制度を利用して本当に良かったと思っていただくために努力していきたい。

(委員長)

周知度が低いという点については、裁判所として努力していかなければならない。関係機関において、労働審判制度をお知りになりたいことなどがあれば、裁判所にお問い合わせください。

3 犯罪被害者等の配慮について

(説明者)

(1) はじめに

お配りしましたパンフレットは、犯罪の被害者やそのご遺族、近親者などが、裁判所での刑事裁判手続に関連してどのような制度を利用することができるかについて説明したもので、裁判所や関係機関に備え置いているものです。

このパンフレットをご覧いただくとわかりますように、犯罪被害者の方々のためには、刑事裁判手続に関連するところに限っても、様々な制度が用意されております。被害者の方々の刑事裁判におけるニーズは必ずしも一様ではなく、様々な場面で、様々な内容のものがあり、関与の程度も様々です。また、制度の内容や趣旨により、申出ができる方やできる時期、申出先、必要書類、手数料の要否なども異なっています。以下、レジユメに沿って、3つに分けて説明させていただきます。

なお、本日の説明の構成、内容は、関係する法令を踏まえて私のほうでできるだけ分かりやすいようにまとめたものであることと、意見、感想にわたる部分は、あくまでも私の私見であることを申し添えます。

(2) 各論

ア まず、1つ目として、刑事裁判における被害者の不安感を和らげるための制度です。刑事裁判において、どうしても被害者のお名前などが取り上げられることとなりますし、証人として証言していただく必要が出てくる場合もあります。そのように被害者がどうしても刑事裁判に関わらざるを得ない場面において、その不安感などを和らげるために配慮する制度があります。

(ア) まず、被害者特定事項、つまり被害者の方のお名前や住所その他について、これを裁判の法廷では明らかにしないという措置をとることができます。この措置が取られると、例えば、法

廷で起訴状が読み上げられるとき、「被告人は、被害者Aに対して」などということになりますし、証人として証言される際にも、被害者のお名前などが出てこないように裁判所、当事者とも配慮しなければならないこととなります。

(イ) 次に、被害者の方が証人として証言する場合に裁判所が行うことができる措置があります。

まず、1つ目として、証人に一定の方が付き添うことを裁判所が許可する場合があります。例えば、犯罪被害者支援をしている相談員の方の付き添いや、未成年の方が証言される際に、親御さんの付き添いを認めた例があります。

2つ目に、証人と被告人・傍聴人との間に、遮へいの措置をとることができます。これについては、後で、実際の法廷で実演させていただきたいと思えます。

3つ目は、証人が法廷以外の場所に在席して、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法で、証人尋問を行うというものです。これをビデオリンク方式と言っています。これは、実際には証人が別の場所にいるにもかかわらず、法廷にいるのと同様に取り扱うというものですから、裁判所が必要性、相当性についてしっかり判断した上で行うこととなります。例えば、その対象となる証人は、強制わいせつ罪、強制性交等罪（以前は強姦罪と呼ばれていたもの）等の性犯罪や児童買春の罪の被害者のほか、暴力団等による組織的犯罪の被害者や年少の被害者といった、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び関係人がいる法廷などで供述することになると、圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる方という

こととなります。これについても、後で実演させていただきます。

イ 2つ目は、被害者の方が裁判手続に何らかのかたちで能動的に関わるというものです。

(ア) まず、もっとも緩やかな関与の仕方としては、裁判の傍聴ということになるかと思います。これについては、裁判所に申し出ていただければ、裁判所のほうで傍聴席を優先的に確保するなどの可能な措置をとらせていただきます。

(イ) 次に、事件の具体的な内容を知りたいとか、加害者に損害賠償請求をするために記録を見たいなどと希望する被害者の方のために、事件記録の閲覧・コピーの制度があります。刑事事件の記録は一般には公開されないものではありますが、犯罪被害者の方には、これにアクセスすることが認められているのです。

(ウ) さらに、被害者としての心情を担当裁判官に直接伝えることを希望する方のために、意見陳述の制度があります。意見陳述の希望は、まず検察官に申し出ていただくこととなりますが、裁判所は、特に支障がない限り、これを認めることとなります。意見陳述では、被害者又はその遺族などが、裁判官や被告人のいる法廷で自ら意見を述べるということとなりますが、法廷で意見を述べる代わりに書面を提出していただくこともあります。被害者の方の述べた意見は、裁判官が被告人に対する刑を決める際に考慮することができることになっています。

(エ) 加えて、被害者の方が、最も深く刑事裁判手続に関与する形態として、被害者参加の制度があります。これは、被害者又はそのご遺族などが、刑事裁判手続において自ら意見を述べたり、被告人その他に質問をすることができるというものです。もっ

とも、検察官が被告人の有罪や量刑についての事情を立証し、被告人・弁護人がこれに対して防御して、裁判官がこれらを踏まえて判決をするという刑事裁判の基本構造は崩してはならないという考え方の下で、制度設計がされております。例えば、まず、被害者参加ができる事件は、殺人、傷害致死、傷害、強制性交等、一定の重い罪に限られています。次に、被害者参加人は、裁判の当事者、すなわち検察官、弁護人、被告人と同様に、裁判に立ち会うことができますが、そこでできることは検察官や弁護人よりは限られています。まず、被告人が有罪か無罪かとか、どのような罪が成立するかなどに直接関わる点については、主張することができません。また、被害者参加人が自ら質問ができるのは、被告人といわゆる情状証人に限られ、例えば、犯罪を目撃したという証人に対して、検察官がした質問に加えて、参加人が自らの観点から質問をするなどということはありません。その一方で、被害者参加人は、法廷で検察官の論告に相当する意見を述べることができ、被害者としての求刑意見を述べる場合もあります。これらの参加人の具体的な活動は、いずれも、その都度、参加人が検察官にこれをしたい旨申し出て、検察官が相当かどうかの意見をつけて裁判所に通知し、裁判所がこれを許可したときに行うことになっています。すなわち、被害者参加の制度は、検察官が公益の代表者として、被害者の方の立場も踏まえて訴訟活動をするを前提として、これを越えることがないように設計されているのです。このように聞くと、被害者参加は被害者の方にとって窮屈な制度のように思われますが、被害者の方が傍聴席ではなく、当事者の座る席で裁判に関わること、そして、何といたっても裁判所に直接

意見を述べることや，被告人に直接質問することができるというのは，被害者の方にとって重要なことと思われます。なお，被害者参加人も，被告人に準じて，これを援助する弁護士を選任することができ，しかも，国選，つまり国のお金によりこれを選任する制度も整っています。また，被害者参加人が刑事裁判に出席した場合，裁判所に旅費の請求ができることになっています。

ウ 大きなくくりの3つ目は，犯罪による被害の回復を刑事手続に付随して実現するための制度です。これには，刑事和解，これはあまり利用されていないようですが，被害者と加害者たる被告人との間でいわゆる示談ができた場合に，刑事裁判の中で民事裁判の和解と同様の手続をとるというものです。そして，もう1つは，損害賠償命令であり，被害者の方が加害者に対する損害賠償請求をするにあたって，別途民事訴訟を起こすのではなく，加害者である被告人の刑事裁判に付随する申立てとして行うもので，被告人に対する有罪判決がなされると，刑事裁判をした裁判官がそのまま担当する損害賠償命令事件の審理が始まり，刑事裁判記録を不要な部分を除いてそのまま利用した上で，民事訴訟に準じた簡易な手続により，加害者に対し損害賠償を命ずるかどうかを判断するというものです。被害の程度や損害の評価などに争いがある場合には，この手続は打ち切られて民事訴訟手続に移行するので，刑事裁判で調べられた証拠を利用してそのまま訴訟手続を進めることができることになりますから，被害者の方にとっては，別途民事訴訟を起こして刑事裁判記録をはじめとする証拠を自ら収集する負担を負わなくて済むことになります。

(3) 裁判所と犯罪被害者等への配慮について

最後に、裁判所と犯罪被害者の方々への配慮全般について、若干私個人の経験や私見も交えて、お話をさせていただきます。

これまでにご説明した諸制度は、もともとは刑事訴訟法にはなかったものであり、しかも、一度にできたものではなく、次第に整備されていったものです。

もともと、犯罪被害者の保護・支援の動きが大きくなっていったのは、1990年代終わり頃であり、これを受けて、平成12年のいわゆる犯罪被害者保護二法により、意見陳述や、証人の保護、記録の閲覧・コピーの制度などが初めて設けられました。そして、その後も犯罪被害者団体やその支援団体により、犯罪被害者の置かれた立場について様々な訴えがなされ、これへの制度的、組織的な配慮を求める動きが続き、このような中で、平成16年には犯罪被害者基本法が制定され、平成17年には犯罪被害者基本計画が策定されました。そして、基本計画で挙げられた被害者の方の刑事裁判手続への関与の推進などを実現するために、議論が重ねられた結果、平成19年と20年に相次いでなされた立法により、被害者参加の制度や、損害賠償命令という刑事裁判手続を大きく変革する制度が新設されたのです。

刑事手続においては、裁判所は、被告人に黙秘権や証人審問権など、十分に手続的な権利を保障した上で審理を行い、被告人が犯罪を犯したかを判断し、適切な刑を言い渡すという責務を負っているものであり、これを適切に行うことにより、結果として被害者の権利利益が保障されることになる、裁判所は被害者を直接保護すべき立場にはないと、長い間考えられていました。しかし、裁判所としても、犯罪被害者の方々が置かれた立場に十分配慮しながら裁判手続を進めていくことは、公平中立であるべき裁判所の立場にも本来反

するものではありませんし、むしろこれを十分行うことこそが、裁判所へのより強い信頼につながるのではないかという考え方が、特に基本法や基本計画が生まれた時期において、裁判所の内部でも広がってきたように思います。

本日お配りしたパンフレットは、最初の基本計画の策定の議論、それ自体は行政府におけるものでしたが、これが行われていた時期である平成17年頃に、裁判所としてもできることはないかということで、当時の制度の内容を記載して作成したのが最初でした。私自身、当時の担当部署でこのパンフレットの作成に関わった経験があったので、本日この場でこのパンフレットについて説明をさせていただくのには、何かの因縁も感じられるところであります。

裁判所自身も、犯罪被害者の方々に対して必要な配慮を行うよう、個々の裁判官、職員の意識を含めて、変わってきたものであります。これからも、公平中立な裁判所としての立場や役割を踏まえながら、本日ご説明しました様々な制度を誠実に運用するとともに、個々の事件、事務においても、十分に犯罪被害者の方々の立場に配慮をするよう、心がけていきたいと思っております。

(裁判員裁判法廷に移動し、証人の遮へいの措置及びビデオリンク方式の実演を行った。)

(委員)

被害者保護の諸制度ができてから、検察庁としても様々な配慮しているところであるが、被害者配慮制度の利用については、まず検察官に申し出よという規定が多く、検察官において色々と説明している実情がある。遮へい、ビデオリンク、被害者参加等いずれも良い制度で、活用が広がっている一方で、被害者特定事項の秘匿については、どのような犯罪でも、被告人や弁護人に知られないで済むという勘違いが

ある。実際には、被害者特定事項が被告人に知られてしまう可能性はある。それを説明すると、ならば不起訴にしてくださいとか、起訴後に公訴を取り消したこともある。被害者の方の不安を取り除いて適正な裁判を行うのは難しいと感じている。

被害者参加制度については、良い制度ではあるが、国選弁護人の選任要件が、加害者側と被害者側とで、被害者側の要件が厳しいため、十分ではないという意見がある。検察官は、決して被害者のためでなく公益の代表者という立場であるが、被害者の心情に配慮した適正な訴訟活動をしたいと考えている。

(委員)

被害者側の代理については弁護士会として研修制度が用意されているし、登録制度もできている。私にも依頼が来るが、多くの場合は被疑者段階での依頼のため、起訴されたらどうするか尋ねると「やらない。」「もういいや。」という被害者が多く、実際に公判まで関わったことがないのが現実である。被害者参加制度についても、傍聴の優先の利用が多く、意見陳述などの手続利用は経験がない。

(委員)

民事事件でも被害者側に配慮する制度がないわけではないが、刑事事件ほどには進んでいない実情である。今後、考えていかなければならない分野だと思われる。

(委員)

元々調停では当事者別々に話を聞いているので、調停の現場で遮へいということはない。帰るときに顔を合わせないという配慮は行っている。今日見聞きしたことは、いずれも初めてのことであった。遮へいの仕方はパーテーションのみか。

(説明者)

パーテーションのほか蛇腹を使うなど，裁判所によって準備しているものは別である。また，証人を被告人や傍聴人より後に入廷させる際に，傍聴人から見えないように傍聴席いっぱい蛇腹を広げて証人を入廷させるなどということをしている裁判所もある。

(委員)

自分たちの仕事では経験できないことと感じた。遮へいの仕方やビデオリンクの機材を初めて見て驚かされた。刑事損害賠償命令を初めて知ったが，命令に執行力があるのか。

(委員長)

ある。

(委員)

教育機関で言えば，ハラスメントなどに起因して，ある学生が授業を受けたくないとなった場合に，授業を受けたい他の学生のためには閉講することもできないので，教員と学生との接触に関する方策を考えるのは難しいところである。

被害者の保護と被告人の利益とのバランスのとり方が難しいと考える。今まで日本の裁判は被害者を後ろに置いてきたところで，徐々に被害者に目を向けていくというのは，すごく理解が必要なことなのだと思う。

(委員)

今日初めて法廷に入り，確かに色々な考慮がされ工夫されていると感じたが，被害者にとってはまだまだ不安な点があるのかなと感じている。傍聴席から見られたり，遮へいの横から覗き込まれたりということがこれまでなかったのかは知りたいところである。自分が被害者の立場になったら，被告人に名前も住所も知られたくないと考えるし，知られるリスクを理解した上で積極的に事件に関わって解決したいと

考えられるかどうか難しい。裁判所や弁護士等のフォローがあって、自分の状況に正面から向き合っていく心情になって、解決に至れば良いと思う。その他、法壇に着席したことについては、裁判員になったらこういうところに座るのかと勉強になった。

(委員長)

遮へいとは言っても、被告人の近くにいるわけですからね。刑事部に質問するが、ビデオリンクと遮へいの措置の利用の比率についてはいかがか。

(説明者)

私自身の経験に基づく感覚としてはあるが、性犯罪被害者については、ほぼ100パーセント遮へいの措置を実施しており、その中にはビデオリンクと併用するものもある。それ以外の事件類型でも利用することはあるが、特にビデオリンクは性犯罪被害者や若年の被害者等でより考慮されている。ビデオリンクに比して、圧倒的に遮へいの措置の利用が多いという印象ではある。

(委員)

見る事聞く事初めての事ばかりで大変勉強になりました。ありがとうございました。

(委員)

裁判の優先的傍聴について、テレビなどでは最前列に着席しているように感じるが、実際のところ、被害者の方がどこに座っているかは周りから明らかになるのか。

(説明者)

最前列は記者席になっているので一般の方は座らない。福島地裁では、被害者の方は、検察官側の若干後ろの方に座っていただく。被害者が座っているのが周りから分かるのも良くないので、裁判所職員が

警備を装って近くに座るなどのさりげないフォローをしている。

(委員)

ビデオリンクで裁判傍聴はできないか。

(説明者)

制度上できないと考えられる。

(委員)

裁判を見たり聞いたりすることについては、被害者に最大限配慮してもらいたいと考える。

(委員長)

裁判所としても、さらに良い制度の運用をしていきたいと考えている。

第6 次回（第33回）開催について

1 日時

平成31年2月12日（火）午後1時15分とすることです承された。

2 テーマ

- (1) 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について
- (2) 裁判所の採用広報活動について

第7 閉会